

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 23 年 8 月 10 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ホームセンターコーナン草津店 草津市木川町字高木 411 番地ほか 75 筆

2 提出された意見の概要

草津市からの意見

- (1) 当該店舗施設におきましては、駐車場が調整池の機能を有していることから、駐車場の面積が変更になる場合は、関係課と協議すること。
- (2) 草津市景観形成基本計画ならびに草津市景観計画基本方針に十分配慮してください。
- (3) 当該地は木川地区地区計画区域内であり、区域の整備・開発および保全の方針に配慮するとともに、地区整備計画の内容を遵守し、着工の 30 日前までに都市計画法第 58 条の 2 に基づく届出を行い、勧告しない旨の通知を受けてください。
- (4) 屋外広告物を掲出する場合は、滋賀県屋外広告物条例に基づき草津市役所都市計画課に許可申請をしてください。
- (5) 駐車場法第 12 条に該当する場合は、届出をお願いします。
- (6) 廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第 6 条に基づき、ごみ減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図り、環境美化に努めること。また、同条例第 20 条で定める適正包装の推進に努めること。
- (7) 事業系一般廃棄物については、自己処理をするか、同条例施行規則第 4 条に定める「受入基準」に従って、草津市クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。
- (8) 月間 10t 以上の一般廃棄物を排出する場合、同条例第 19 条に基づき、市の定める一般廃棄物減量計画を作成し、ごみ減量推進課へ提出すること。
- (9) 産業廃棄物については、県許可業者に委託し処理すること。
- (10) 廃棄物の保管場所については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な措置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。
- (11) 一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けること。
- (12) c、d、e 地点において、搬入作業に伴う音による騒音レベルの最大値が基準値を上回るという予測結果が出ている。d、e 地点については生活環境に影響を及ぼすとは考えられないが、c 地点についてはこの地点に面する草津市道を挟んで反対側の敷地には民家が立ち並んでいるため、騒音の発生を抑える必要がある。基準値を上回る原因が搬入作業に伴う音であることから、配慮事項等に記載されているとおり、従業員に対し騒音軽減意識づけを徹底し、作業方法に充分配慮すること。なお、周辺住民より苦情があった場合には、調整の上必要な対策を講じること。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津 3 - 14 - 75

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

(2) 縦覧期間 平成 23 年 8 月 10 日から平成 23 年 9 月 12 日まで